

防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 2 7 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、畜産業における夏季の異常な猛暑の影響による生産量の低下や事故を防止するため、飼養環境の改善を図ることを目的とし、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第 2 条 事業実施主体は、市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する法人であって、畜産業を営む者とする。

(事業の内容)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

(交付の対象及び補助率)

第 4 条 市長は、事業実施主体が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額

に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を当該事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた事業実施主体は、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更、中止又は廃止の承認)

第8条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金変更等承認申請書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事業の遅延等)

第9条 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第 10 条 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金概算払請求書（第 3 号様式）（以下「概算払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。（状況報告）

第 11 条 事業実施主体は、事業実施年度の 1 月 30 日現在の補助事業の遂行状況を報告するため、防府市畜産暑熱対策支援事業遂行状況報告書（第 4 号様式）（以下「事業遂行状況報告書」という。）を作成し、1 月 31 日までに市長に提出しなければならない。（実績報告等）

第 12 条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第 8 条の規定による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに防府市畜産暑熱対策支援事業実績報告書（第 5 号様式）（以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を書面により速やかに市長に報告するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、実績報告書その他書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合する

と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該事業実施主体に通知するものとする。

- 2 市長は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（精算払）

第14条 前条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金精算払請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第15条 市長は、第8条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があったとき又は事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 法令又はこの要綱に違反したとき。
- （2） 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- （3） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （4） 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をしたとき。
- （5） 補助事業の施工状況が不適当であると認められたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の規定は、第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（帳簿等の保管）

第16条 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らか

にした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（報告及び検査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは補助事業の施工状況を検査し、又は補助事業の施工上必要な指示をすることができる。

（財産の管理等）

第18条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 事業実施主体は、法令で定める取得財産等を法令で定める手続きを経ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、法令で定める場合は、この限りでない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率等
畜産暑熱対策支援事業（暑熱対策資材・機器の導入等）	1 暑熱対策を行う場合の資材又は機器の購入若しくは設置に必要な経費	1 補助率 1 / 2 以内 2 補助額上限 5 0 0 千円

第 1 号様式（第 5 条関係）

年度 防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、 円の交付を申請します。

記

1 事業の内容

資材・機器 ・施設等名	予定場所	内 容 (構造、規格、能力等)	備 考

2 事業に要する経費及び負担区分

補助事業に 要する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
	市補助金 (A)	その他 (B)	
円	円	円	

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額し

た金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額
が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 事業の完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・当該資材や機器の規格、能力等を証する書類
- ・見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 8 条関係）

年度 防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知の
あった事業について、下記のとおり 変更・中止・廃止 したいので、
防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき
申請します。

記

1 理由

2 内容等

（注）変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）の内容について
ては、第 1 号様式に準じて作成するものとし、変更等前後が比
較対照できるよう変更等部分を二段書きとし、変更等前を括弧
書きで上段に記載すること。

3 添付書類

（注）添付書類については、変更等があったものに限り添付するこ
と。

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

年度 防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知の
あった事業について、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱
第 1 0 条の規定に基づき、下記により 円を概算払によって交付さ
れたく請求します。

記

1 概算払額

総事業費	市補助金 (A)	既受領額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A) － (B) + (C))	事業完了 予定年月日	備 考
円	円	円	円	円		

3 振込先金融機関等

金融機関等名

預金種別 口座番号

口座名義(カタカナ)

（注）記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複す

る場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載することとする。

第4号様式（第11条関係）

年度 防府市畜産暑熱対策支援事業遂行状況報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知の
あった事業について、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱
第11条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業の区分

2 執行状況

総事業費	事業の遂行状況				備考
	11月30日まで に完了したもの		月 日以降 に実施するもの		
	事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

（注）記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する
場合には、その重複する部分については省略できるとし、
省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に
必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載することとする。

第5号様式（第12条関係）

年度 防府市畜産暑熱対策支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の実績

（注）事業の実績については、第1号様式に準じて作成するものとする。

2 添付書類

- ・領収書、請求書の写し
- ・見積書の写し（交付決定日以降の日付であって、2者以上徴収）
- ・当該資材や機器の規格、能力等を証する書類
- ・出来高写真（着工前及び工程を含む。）
- ・その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

年度 防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金額の確定通知のあった事業について、防府市畜産暑熱対策支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、下記により 円を精算払によって交付されたく請求します。

記

1 精算額

市補助金 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (A) - (B)
円	円	円

2 振込先金融機関等

金融機関等名

預金種別

口座番号

口座名義（カタカナ）